

令和8年度敦賀市地域農業再生協議会水田収益力強化ビジョン

1 地域の作物作付の現状、地域が抱える課題

敦賀市は水稲が農業総生産額の約70%を占める水稲単作地帯である。

敦賀西部地区において土地改良事業による圃場の大規模化が進んでおり、同地区で営農を行う農業法人に農地の集約化が行われている。現時点では土地改良通年施工のため作付が行えない農地が多く存在することから、主食用水稲作付面積の目安に対して農業者の作付希望面積が下回っており、面積調整は行っていない。

一方、農業者の高齢化や後継者不足により不耕作地が徐々に増加しており、営農条件が不利な狭小、不整形地のみならず、市内全域において同様の傾向がみられることから、担い手の確保が喫緊の課題となっている。

2 高収益作物の導入や転換作物等の付加価値の向上等による収益力強化に向けた産地としての取組方針・目標

魅力ある農業を目指すため、県、JA等の関係機関と連携し、地域特産作物である白ネギ、キュウリ、キャベツ、菊およびみかんを中心とした高収益作物の導入を推進し、農業者の所得向上を図る。

敦賀西部地区では、大規模圃場を活かした効率的な輪作体系の導入や、ICTを活用したスマート農業機械が導入されており、農作業の効率化や生産コスト低減が進められている。また、法人による大規模スマート園芸施設を活用したキュウリの周年栽培など、園芸分野においても先進的な取り組みが行われている。これらの事例をモデルケースとして、営農の省力化や付加価値向上の取組を推進する。

また、新市場開拓の取組として、主に輸出用米として作付けされるシャインパール、多収米にじのきらめきの作付を推進する。

3 畑地化を含めた水田の有効利用に向けた産地としての取組方針・目標

東浦地区では、地域特産作物であるみかんの作付面積拡大を図っており、水稲作付を組み入れたブロックローテーション体系に沿わないことから、園地造成による畑地化を推進する。

現地確認において、水張りを組み入れない作付体系が数年以上定着し、今後も水稲の作付けに活用される見込みのない水田がないか点検を行い、該当する水田について畑地化促進事業等を活用した畑地化を進める。

一方で、市内で園芸に取り組む農家は少なく、転作の取り組みの多くが、点在している小規模な農地で行われている。ブロックローテーション体系の構築が困難な場合も想定されるため、大規模圃場への統合や畑地化など、地区の現状に応じた水田の有効活用方法を検討する。

4 作物ごとの取組方針等

(1) 主食用米

需給および価格動向を踏まえて、市内の水稲作付の大半を占めているコシヒカリの品質維持に加え、特別栽培米など付加価値を高める取り組みを推進する。

福井県の推進するブランド米「いちほまれ」は販売価格の有利に加え、耐暑性にも優れていることから、昨今の猛暑による米の品質低下への対策としても効果的であるため、作付移行を進め、農業者の所得向上を図る。

(2) 備蓄米

市内は湿田が多く、麦、そば、大豆の生産に不向きな排水不良の田が多いことから、主食用米の生産数量の目安を超過した場合は、需要に応じた備蓄米の生産に取り組む。

(3) 非主食用米

ア 飼料用米

主食用米と同様の栽培方法で生産が可能であり、大規模に水稻作付を行う認定農業者を中心に取り組みが行われている。昨年度は米価が高騰し、主食用米の生産を増やしたため飼料用米については実績減になったが、多収性品種「あきだわら」の導入による収量確保の取り組みも進んでいることから、引き続き産地交付金を活用した支援を行う。

イ 米粉用米

市内は湿田が多く、麦、そば、大豆の生産に不向きな排水不良の田が多いことから、主食用米の生産数量の目安を超過した場合は、米粉用米などの加工用米の生産に取り組む。

ウ 新市場開拓用米

現在、輸出用米として「シャインパール」の生産に1事業者が取り組んでいる。実需者との複数年契約など安定した需給体制を整え、取組の拡大を図る。

エ 新市場開拓用米

現在、多収米「にじのきらめき」の生産に1事業者が取り組んでいる。実需者との複数年契約など安定した需給体制を整え、取組の拡大を図る。

(4) 麦、大豆、飼料作物

市内は湿田が多く、麦、大豆の生産に不向きな田が多いため、取り組む農業者は非常に少ないが、敦賀西部地区において大規模圃場での大麦の生産が開始された。

大麦＋園芸、大麦＋大豆など、適地においては周年作を推進し、農地の有効活用による農業者の収益向上を図る。

飼料作物については、近年、輸入飼料価格が高騰しており、畜産農家の負担増加が懸念されることから、市内の畜産農家への出荷を中心に、実需者と連携した作付の拡大に取り組む。

(5) そば、なたね

そばについては、市内は湿田が多いことから、一部地域での生産にとどまっており、作付面積の拡大には至っていない。排水対策等が必要であり、取り組みは容易でないといえるが、適地での生産を推進する。

(6) 地力増進作物

有機栽培や化学肥料低減による付加価値の向上が見込まれることから、栽培品目に適した地力増進作物への取り組みを推進する。

(7) 高収益作物

敦賀市の推進作物として、ネギ、キャベツ、ブロッコリー、ニンジン、タマネギ、さといも、ばれいしょ、だいこん、ほうれんそう、小松菜、キュウリ、菊、えだまめ、ミカン、マコモタケについて生産者に作付を促し、作物の効率的生産と農業者の所得向上を図る。

また、安定した販路である学校給食の需要に応じるため、かぼちゃの作付を推進し、農業者の所得向上を図る。

5 作物ごとの作付予定面積等

～

8 産地交付金の活用方法の明細

別紙のとおり

別紙

5 作物ごとの作付予定面積等

(単位:ha)

作物等	前年度作付面積等		当年度の 作付予定面積等		令和8年度の 作付目標面積等	
		うち 二毛作		うち 二毛作		うち 二毛作
主食用米	437.4	0	390	0	390	0
備蓄米	0	0	0	0	0	0
飼料用米	2.7	0	30	0	30	0
米粉用米	0	0	0	0	0	0
新市場開拓用米	3	0	5	0	5	0
WCS用稲	0	0	0	0	0	0
加工用米	0	0	0	0	0	0
大麦	3.2	0	4	0	4	0
大豆	0.1	0	1	0	1	0
飼料作物	0.5	0	1	0	1	0
・子実用とうもろこし	0	0	0	0	0	0
そば	0.7	0	3	0	3	0
なたね	0	0	0	0	0	0
地力増進作物	0	0	1	0	1	0
高収益作物	59.8	0	61	0	61	0
・野菜	39.2	0	40	0	40	0
・花き・花木	0.8	0	1	0	1	0
・果樹	19.8	0	20	0	20	0
・その他の高収益作物	0	0	0	0	0	0
畑地化	0	0	0	0	0	0

6 課題解決に向けた取組及び目標

整理 番号	対象作物	使途名	目標		
				前年度（実績）	目標値
1	ネギ、キャベツ、ブロッコリー、 ニンジン、タマネギ	重点推進品目出荷助成	作付面積の拡大	（R7年度）393a	（R8年度）400a
2	キュウリ、えだまめ、キク、みかん	特産作物出荷助成	作付面積の拡大	（7年度）242a	（8年度）245a
3	さといも、ばれいしょ、だいこん、 小松菜、ほうれんそう、カボチャ	地域推進品目出荷助成	作付面積の拡大	（7年度）367a	（8年度）370a
4	ネギ、キャベツ、ブロッコリー、 ニンジン、タマネギ	重点推進品目拡大助成 1	前年、前々年より 作付面積を拡大	（7年度）57a	（8年度）60a
5	ネギ、キャベツ、ブロッコリー、 ニンジン、タマネギ	重点推進品目拡大助成 2	前年、前々年より 作付面積を拡大	（7年度）91a	（8年度）100a
6	マコモタケ	中山間地域推進品目助成	作付面積の拡大	（7年度）0a	（8年度）10a
7	飼料用米（あきだわら）	飼料用米の 多収性品種助成	作付面積の拡大 単収の増加	（7年度）2ha 486kg/10a	（8年度）25.5ha 525kg/10a
8	新市場開拓用米（シャインパール）	新市場開拓用米の 多収性品種導入助成	作付面積の拡大 単収の増加	（7年度）3ha 480kg/10a	（8年度）4ha 530kg/10a

※ 必要に応じて、面積に加え、取組によって得られるコスト低減効果等についても目標設定してください。

※ 目標期間は3年以内としてください。

7 産地交付金の活用方法の概要

都道府県名:福井県

協議会名:敦賀市農業再生協議会

整理 番号	使 途 ※1	作 期 等 ※2	単 価 (円/10a)	対 象 作 物 ※3	取 組 要 件 等 ※4
1	重点推進品目出荷助成	1	7,000	ネギ、キャベツ、ブロッコリー、 ニンジン、タマネギ	対象作物を販売目的で作付する農業者、 集落営農組織及び生産組織。
1	重点推進品目出荷助成(二毛作)	2	7,000	ネギ、キャベツ、ブロッコリー、 ニンジン、タマネギ	対象作物を販売目的で作付する農業者、 集落営農組織及び生産組織。
2	特産作物出荷助成	1	15,000	キュウリ、えだまめ、キク、ミカン	対象作物を販売目的で作付する農業者、 集落営農組織及び生産組織。
2	特産作物出荷助成(二毛作)	2	15,000	キュウリ、えだまめ、キク、ミカン	対象作物を販売目的で作付する農業者、 集落営農組織及び生産組織。
3	地域推進品目出荷助成	1	15,000	さといも、ばれいしょ、だいこん、 小松菜、ほうれんそう、かぼちゃ	対象作物を販売目的で作付する農業者、 集落営農組織及び生産組織。
3	地域推進品目出荷助成(二毛作)	2	15,000	さといも、ばれいしょ、だいこん、 小松菜、ほうれんそう、かぼちゃ	対象作物を販売目的で作付する農業者、 集落営農組織及び生産組織。
4	重点推進品目拡大助成1	1	15,000	ネギ、キャベツ、ブロッコリー、 ニンジン、タマネギ	・対象作物を販売目的で作付する農業者、 集落営農組織及び生産組織。 ・作付面積拡大に対し支援。(作付面積10a未満)
4	重点推進品目拡大助成1(二毛作)	2	15,000	ネギ、キャベツ、ブロッコリー、 ニンジン、タマネギ	・対象作物を販売目的で作付する農業者、 集落営農組織及び生産組織。 ・作付面積拡大に対し支援。(作付面積10a未満)
5	重点推進品目拡大助成2	1	17,000	ネギ、キャベツ、ブロッコリー、 ニンジン、タマネギ	対象作物を販売目的で作付する農業者、 集落営農組織及び生産組織。 ・作付面積拡大に対し支援。(作付面積10a以上)
5	重点推進品目拡大助成2(二毛作)	2	17,000	ネギ、キャベツ、ブロッコリー、 ニンジン、タマネギ	対象作物を販売目的で作付する農業者、 集落営農組織及び生産組織。 ・作付面積拡大に対し支援。(作付面積10a以上)
6	中山間地域推進品目助成	1	8,000	マコモタケ	作付地が特定農山村法により指定された地域であり、 対象作物を販売目的で作付する農業者、集落営農組織 及び生産組織。
7	飼料用米の多収性品種助成	1	7,000	飼料用米(あきだわら)	・多収性品種(あきだわら)を販売目的で作付する 農業者、集落営農組織及び生産組織。
8	新市場開拓用米の多収性品種導入助成	1	9,000	新市場開拓用米(シャインパール)	・多収性品種(シャインパール)を 販売目的で作付する農業者、集落営農組織及び生産組 織。

※1 二毛作及び耕畜連携を対象とする使途は、他の設定と分けて記入し、二毛作の場合は使途の名称に「〇〇〇(二毛作)」、耕畜連携の場合は使途の名称に「〇〇〇(耕畜連携)」と記入してください。
ただし、二毛作及び耕畜連携の支援の範囲は任意に設定することができるものとします。

なお、耕畜連携で二毛作も対象とする場合は、他の設定と分けて記入し、使途の名称に「〇〇〇(耕畜連携・二毛作)」と記入してください。

※2 「作期等」は、基幹作を対象とする使途は「1」、二毛作を対象とする使途は「2」、耕畜連携で基幹作を対象とする使途は「3」、耕畜連携で二毛作を対象とする使途は「4」と記入してください。

※3 産地交付金の活用方法の明細(個票)の対象作物を記載して下さい。対象作物が複数ある場合には別紙を付すことも可能です。

※4 産地交付金の活用方法の明細(個票)の具体的な要件のうち取組要件等を記載してください。取組要件が複数ある場合には、代表的な取組のみの記載でも構いません。

8 産地交付金の活用方法の明細

1. 地域農業再生協議会名

敦賀市農業再生協議会

2. 活用予定額の総括表

(単位:円)

協議会等名	配分枠 (A+B)		活用予定額
		当初配分 (A)	追加配分 (B)
敦賀市農業再生協議会	3,644,000	3,644,000	
			3,615,500

(注)追加配分が未定の段階にあつては、該当箇所を空欄により作成することとします。

3. 活用方法

配分枠

3,644,000

整理 番号	使 途 ※1	作 期 等 ※2	単価① (円/10a)	面 積 (a単位)※3																所要額 ①×② (円)	
				戦略作物							新市場開拓用米	そば	なたね	地力増進作物	高収益作物				その他		合計 ② ※5
				麦	大豆	飼料作物	米粉用米	飼料用米	WCS用稲	加工用米					野菜	花き・花木	果樹	その他の 高収益作物			
1	重点推進品目出荷助成	1	7,000											400.00					400	280,000	
1	重点推進品目出荷助成(二毛作)	2	7,000																0	0	
2	特産作物出荷助成	1	15,000											180.00	50.00	15.00			245	367,500	
2	特産作物出荷助成(二毛作)	2	15,000																0	0	
3	地域推進品目出荷助成	1	15,000											370.00					370	555,000	
3	地域推進品目出荷助成(二毛作)	2	15,000																0	0	
4	重点推進品目拡大助成1	1	15,000											60.00					60	90,000	
4	重点推進品目拡大助成1(二毛作)	2	15,000																0	0	
5	重点推進品目拡大助成2	1	17,000											100.00					100	170,000	
5	重点推進品目拡大助成2(二毛作)	2	17,000																0	0	
6	中山間地域推進品目助成	1	8,000											10.00					10	8,000	
7	飼料用米の多収性品種助成	1	7,000					2,550											2,550	1,785,000	
8	新市場開拓用米多収性品種導入助成	1	9,000								400								400	360,000	
合計(基幹)※4			実面積					2,550	0	0	400	0	0		720	50	15	0	0	3,735	3,615,500
合計(二毛作)※4			実面積																		

※1 二毛作及び耕畜連携を対象とする使途は、他の設定と分けて記入し、二毛作の場合は使途の名称に「〇〇〇(二毛作)」、耕畜連携の場合は使途の名称に「〇〇〇(耕畜連携)」と記入してください。

ただし、二毛作及び耕畜連携の支援の範囲は任意に設定することができるものとします。

なお、耕畜連携で二毛作も対象とする場合は、他の設定と分けて記入し、使途の名称に「〇〇〇(耕畜連携・二毛作)」と記入してください。

※2 「作期等」は、基幹作を対象とする使途は「1」、二毛作を対象とする使途は「2」、耕畜連携で基幹作を対象とする使途は「3」、耕畜連携で二毛作を対象とする使途は「4」と記入してください。

※3 「面積」は、当初配分により支援を行う使途について記入し、追加配分により支援を行う使途については、追加配分額が未定の段階にあっては空欄としてください。

※4 「合計(基幹)の実面積」は、基幹作を対象とした設定の実面積を記入し、「合計(二毛作)の実面積」は、二毛作を対象とした設定の実面積を記入してください。

また、「合計②」欄は、基幹作、二毛作それぞれの実面積の合計を記入してください。

※5 ②の合計は、各使途の合計面積を記入してください。

※6 所要額欄の二重枠には、所要額の合計を記入してください。

(注)使途ごとに「産地交付金の活用方法の明細(個票)」を添付してください。

4. 追加配分等を受けた場合の調整方法

・整理番号1から8の単価の上限まで調整する。
※一律的な調整とする。

5. 所要額が配分枠を超過した場合の調整方法

所要額が配分枠を超過した場合は、すべての使途について一律に単価調整を行う。

6. 高収益作物について

注1 産地交付金で支援する作物のうち、高収益作物に該当する作物名(野菜、花き・花木、果樹除く)を記載してください。

注2 収益性のわかるデータを添付してください。

産地交付金の活用方法の明細（個票）

協議会名	敦賀市農業再生協議会				整理番号	1
使途名	重点推進品目出荷助成					
対象作物	ネギ、キャベツ、ブロッコリー、ニンジン、タマネギ (二毛作含む)					
単 価	7, 000円／10a(上限単価:17, 000円／10a)					
課 題	本市は農業産出額の約7割を水稻が占める水稻単作地帯であるが、農業者の高齢化や後継者不足により不耕作地が徐々に増加しており、担い手の確保が課題となっている。そのため、収益性が高い園芸品目への転換を推進することで農業所得を確保し、水田営農の継続、発展を図る必要がある。 ※参考 2017年度農業産出額のうち水稻作の占める割合(耕種) 全国 米29% 米以外の農作物70% 敦賀市 米70% 米以外の農作物29%					
目 標			令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
	作付面積の拡大	目標	310 a	340 a	360 a	400 a
		実績	336 a	360 a	393 a	
内 容	ネギ、キャベツ、ブロッコリー、ニンジン、タマネギの作付面積に対して助成。					
具体的要件	○助成対象者 ・ネギ、キャベツ、ブロッコリー、ニンジン、タマネギを販売目的で作付する農業者、集落営農組織及び生産組織。 ○助成対象水田 ・経営所得安定対策等実施要綱(別紙1)の交付対象水田とする。 ○助成対象面積 ・ネギ、キャベツ、ブロッコリー、ニンジン、タマネギの作付面積を合計し、1a単位(1a未満は切り捨て)とする。 ・整理番号4、5の面積と重複して助成対象とする。					
取組の確認方法	○助成対象者・対象作物・助成対象面積 ①営農計画書及び現地確認において対象作物及び助成対象面積を確認。 出荷・販売伝票等の販売実績が確認できる書類。 ②1月から3月31日までに販売予定で12月までに出荷・販売伝票が確認できない場合は経営所得安定対策等実施要綱Ⅳ第2の1の(4)の②に基づく「水田活用の直接支払交付金の対象作物に係る出荷・販売等実績報告書兼誓約書」 ○助成対象水田 水田台帳及び営農計画書にて確認。					
成果等の確認方法	1月末までに、交付対象作物の助成対象面積を集計して確認する。					
備考	支援年限なし					

産地交付金の活用方法の明細（個票）

協議会名	敦賀市農業再生協議会			整理番号	2
使途名	特産作物出荷助成				
対象作物	キュウリ・えだまめ・キク・ミカン (二毛作含む)				
単 価	15,000円／10a(上限単価:38,000円／10a)				
課 題	本市は農業産出額の約7割を水稻が占める水稻単作地帯であるが、農業者の高齢化や後継者不足により不耕作地が徐々に増加しており、担い手の確保が課題となっている。そのため、収益性が高い園芸品目への転換を推進することで農業所得を確保し、水田営農の継続、発展を図る必要がある。 ※参考 2017年度農業産出額のうち水稻作の占める割合(耕種) 全国 米29% 米以外の農作物70% 敦賀市 米70% 米以外の農作物29% (果樹は、新植から4年間で交付対象期間とし、2026年度は2023年度以降に植栽されたものとする。ただし、水田台帳で植栽年が判断できるものに限る。)				
目 標			令和5年度	令和6年度	令和7年度
	作付面積の拡大	目標	200a	220 a	235 a
		実績	214a	235 a	242 a
内 容	キュウリ、えだまめ、キク、ミカンの作付面積に対して助成。				
具体的要件	○助成対象者 キュウリ、えだまめ、キク、ミカンを販売目的で作付する農業者、集落営農組織及び生産組織。 ○助成対象水田 ・経営所得安定対策等実施要綱(別紙1)の交付対象水田とする。 ○助成対象面積 ・キュウリ、えだまめ、キク、ミカンの作付面積を合計し、1a単位(1a未満は切り捨て)とする。				
取組の 確認方法	○助成対象者・対象作物・助成対象面積 ①営農計画書及び現地確認において対象作物及び助成対象面積を確認。 ・出荷・販売伝票等の販売実績が確認できる書類 ・収穫が行えない生育段階の作物については、作業日誌(作物名、日付と作業内容、収穫予定時期と販売予定先を明記する) ②1月から3月31日までに販売予定で12月までに出荷・販売伝票が確認できない場合は経営所得安定対策等実施要綱Ⅳ第2の1の(4)の②に基づく「水田活用の直接支払交付金の対象作物に係る出荷・販売等実績報告書兼誓約書」 ○助成対象水田 水田台帳及び営農計画書にて確認。				
成果等の 確認方法	1月末までに、交付対象作物の助成対象面積を集計して確認する。				
備考	支援年限なし				

産地交付金の活用方法の明細（個票）

協議会名	敦賀市農業再生協議会				整理番号	3
使途名	地域推進品目出荷助成					
対象作物	さといも、ばれいしょ、だいこん、小松菜、ほうれんそう、カボチャ (二毛作含む)					
単 価	15, 000円／10a(上限単価:38, 000円／10a)					
課 題	本市は農業産出額の約7割を水稻が占める水稻単作地帯であるが、農業者の高齢化や後継者不足により不耕作地が徐々に増加しており、担い手の確保が課題となっている。そのため、収益性が高い園芸品目への転換を推進することで農業所得を確保し、水田営農の継続、発展を図る必要がある。 ※参考 2017年度農業産出額のうち水稻作の占める割合(耕種) 全国 米29% 米以外の農作物70% 敦賀市 米70% 米以外の農作物29%					
目 標			令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
	作付面積の拡大	目標	50 a	65 a	175 a	370 a
		実績	62 a	172 a	367 a	
内 容	さといも、ばれいしょ、だいこん、小松菜、ほうれんそう、カボチャの作付面積に対して助成。					
具体的要件	○助成対象者 さといも、ばれいしょ、だいこん、小松菜、ほうれんそう、カボチャを販売目的で作付する農業者、集落営農組織及び生産組織。 ○助成対象水田 ・経営所得安定対策等実施要綱(別紙1)の交付対象水田とする。 ○助成対象面積 ・さといも、ばれいしょ、だいこん、小松菜、ほうれんそう、カボチャの作付面積を合計し、1a単位(1a未満は切り捨て)とする。					
取組の 確認方法	○助成対象者・対象作物・助成対象面積 ①営農計画書及び現地確認において対象作物及び助成対象面積を確認。 出荷・販売伝票等の販売実績が確認できる書類。 ②1月から3月31日までに販売予定で12月までに出荷・販売伝票が確認できない場合は経営所得安定対策等実施要綱Ⅳ第2の1の(4)の②に基づく「水田活用の直接支払交付金の対象作物に係る出荷・販売等実績報告書兼誓約書」 ○助成対象水田 水田台帳及び営農計画書にて確認。					
成果等の 確認方法	1月末までに、交付対象作物の助成対象面積を集計して確認する。					
備考	支援年限なし					

産地交付金の活用方法の明細（個票）

協議会名	敦賀市農業再生協議会	整理番号	4		
使途名	重点推進品目拡大助成1				
対象作物	ネギ、キャベツ、ブロッコリー、ニンジン、タマネギ (二毛作含む)				
単 価	15,000円／10a(上限単価:32,000円／10a)				
課 題	本市は農業産出額の約7割を水稻が占める水稻単作地帯であるが、農業者の高齢化や後継者不足により不耕作地が徐々に増加しており、担い手の確保が課題となっている。そのため、収益性が高い園芸品目への転換を推進することで農業所得を確保し、水田営農の継続、発展を図る必要がある。 ※参考 2017年度農業産出額のうち水稻作の占める割合(耕種) 全国 米29% 米以外の農作物70% 敦賀市 米70% 米以外の農作物29%				
目 標		令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
	前年、前々年より	目標	50 a	55 a	55 a
	作付面積を拡大	実績	18 a	40 a	57a
内 容	重点的に推進する品目の生産拡大を支援するため、ネギ、キャベツ、ブロッコリー、ニンジン、タマネギ(二毛作含む)の10a未満の取組で作付を拡大した場合、拡大した面積に対し助成する。				
具体的要件	○助成対象者 ・ネギ、キャベツ、ブロッコリー、ニンジン、タマネギを販売目的で作付する農業者、集落営農組織及び生産組織。 ○助成対象水田 ・経営所得安定対策等実施要綱(別紙1)の交付対象水田とする。 ○助成対象面積 ・助成対象面積＝a-b-e a 2026年度の重点推進品目出荷助成の交付対象面積の合計 b 基礎面積 cとdのどちらか大きい方の面積 c 2025年度の作付面積の合計 d 2024年度の作付面積の合計 e 2026年度の重点推進品目拡大助成2(10a以上の取組)の交付対象面積 ※a,bの面積は、1a単位(1a未満は切り捨て)とする。 ※整理番号1の面積と重複して助成対象とする。				
取組の確認方法	○助成対象者・対象作物・助成対象面積 ①営農計画書及び現地確認において対象作物及び助成対象面積を確認。 出荷・販売伝票等の販売実績が確認できる書類。 ②1月から3月31日までに販売予定で12月までに出荷・販売伝票が確認できない場合は経営所得安定対策等実施要綱Ⅳ第2の1の(4)の②に基づく「水田活用の直接支払交付金の対象作物に係る出荷・販売等実績報告書兼誓約書」 ○助成対象水田 水田台帳及び営農計画書にて確認。				
成果等の確認方法	1月末までに、交付対象作物の助成対象面積を集計して確認する。				
備考	支援年限なし				

産地交付金の活用方法の明細（個票）

協議会名	敦賀市農業再生協議会				整理番号	5
使途名	重点推進品目拡大助成2					
対象作物	ネギ、キャベツ、ブロッコリー、ニンジン、タマネギ (二毛作含む)					
単 価	17, 000円／10a(上限単価:32, 000円／10a)					
課 題	本市は農業産出額の約7割を水稻が占める水稻単作地帯であるが、農業者の高齢化や後継者不足により不耕作地が徐々に増加しており、担い手の確保が課題となっている。そのため、収益性が高い園芸品目への転換を推進することで農業所得を確保し、水田営農の継続、発展を図る必要がある。 ※参考 2017年度農業産出額のうち水稻作の占める割合(耕種) 全国 米29% 米以外の農作物70% 敦賀市 米70% 米以外の農作物29%					
目 標			令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
	前年、前々年より 作付面積を拡大	目標	50 a	55 a	55 a	100 a
		実績	179 a	87 a	91 a	
内 容	重点的に推進する品目の生産拡大を支援するため、ネギ、キャベツ、ブロッコリー、ニンジン、タマネギ(二毛作含む)の作付を品目単位で10a以上の取組をした場合、その拡大面積に対し助成する。					
具体的要件	○助成対象者 ・ネギ、キャベツ、ブロッコリー、ニンジン、タマネギを販売目的で作付する農業者、集落営農組織及び生産組織。 ○助成対象水田 ・経営所得安定対策等実施要綱(別紙1)の交付対象水田とする。 ○助成対象面積 ・助成対象面積＝a-b a 2026年度の品目単位で10a以上の取組の作付面積 b 基礎面積 cとdのどちらか大きい方の面積 c 2025年度の作付面積(品目単位で10a以上の取組の作物) d 2024年度の作付面積(品目単位で10a以上の取組の作物) ※a,bの面積は、1a単位(1a未満は切り捨て)とする。 ※整理番号1の面積と重複して助成対象とする。					
取組の 確認方法	○助成対象者・対象作物・助成対象面積 ①営農計画書及び現地確認において対象作物及び助成対象面積を確認。 出荷・販売伝票等の販売実績が確認できる書類。 ②1月から3月31日までに販売予定で12月までに出荷・販売伝票が確認できない場合は経営所得安定対策等実施要綱Ⅳ第2の1の(4)の②に基づく「水田活用の直接支払交付金の対象作物に係る出荷・販売等実績報告書兼誓約書」 ○助成対象水田 水田台帳及び営農計画書にて確認。					
成果等の 確認方法	1月末までに、交付対象作物の助成対象面積を集計して確認する。					
備考	支援年限なし					

産地交付金の活用方法の明細（個票）

協議会名	敦賀市農業再生協議会				整理番号	6
使途名	中山間地域推進品目助成					
対象作物	マコモタケ (基幹作物)					
単 価	8, 000円／10a(上限単価:16, 000円／10a)					
課 題	本市は農業産出額の約7割を水稻が占める水稻単作地帯であるが、農業者の高齢化や後継者不足により不耕作地が徐々に増加しており、担い手の確保が課題となっている。そのため、収益性が高い園芸品目への転換を推進することで農業所得を確保し、水田営農の継続、発展を図る必要がある。 ※参考 2017年度農業産出額のうち水稻作の占める割合(耕種) 全国 米29% 米以外の農作物70% 敦賀市 米70% 米以外の農作物29%					
目 標			令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
	作付面積の拡大	目標	60 a	65 a	15 a	10 a
		実績	55 a	0 a	0 a	
内 容	マコモタケの作付面積に対して助成。					
具体的要件	○助成対象者 ・マコモタケを販売目的で作付する農業者、集落営農組織及び生産組織。 ○助成対象水田 ・経営所得安定対策等実施要綱(別紙1)の交付対象水田とする。 ○助成対象面積 ・マコモタケの作付面積を合計し、1a単位(1a未満は切り捨て)とする。 ・同一年度において、同一水田で対象作物を2回以上作付けた場合であっても、本加算による助成は1回限りとする。 ○助成対象農地 ・作付地が特定農山村法により指定された地域であること。					
取組の 確認方法	○助成対象者・対象作物・助成対象面積 ①営農計画書及び現地確認において対象作物及び助成対象面積を確認。 出荷・販売伝票等の販売実績が確認できる書類。 ②1月から3月31日までに販売予定で12月までに出荷・販売伝票が確認できない場合は経営所得安定対策等実施要綱Ⅳ第2の1の(4)の②に基づく「水田活用の直接支払交付金の対象作物に係る出荷・販売等実績報告書兼誓約書」 ○助成対象水田 水田台帳及び営農計画書にて確認。					
成果等の 確認方法	1月末までに、交付対象作物の助成対象面積を集計して確認する。					
備考	支援年限なし					

産地交付金の活用方法の明細（個票）

協議会名	敦賀市農業再生協議会			整理番号	7
使途名	飼料用米の多収性品種助成				
対象作物	飼料用米（あきだわら）				
単 価	7,000円／10a（上限単価：20,000円／10a）				
課 題	本市は農業産出額の約7割を水稻が占める水稻単作地帯であるが、農業者の高齢化や後継者不足により不耕作地が徐々に増加しており、担い手の確保が課題となっている。そのため、収益を確保するために、需要がある飼料用米の生産拡大と、単収の向上を図る必要がある。 ※参考 2017年度農業産出額のうち水稻作の占める割合（耕種） 全国 米29% 米以外の農作物70% 敦賀市 米70% 米以外の農作物29%				
目 標			令和5年度	令和6年度	令和7年度
	作付面積の拡大 単収の増加	目標	29ha 525kg/10a	30ha 525kg/10a	28ha 525kg/10a
		実績	26ha 486kg/10a	17ha 486kg/10a	2ha 486kg/10a
内 容	収穫量を向上させることを目的とした多収性品種の導入により飼料用米（あきだわら）の作付け面積に対して助成。				
具体的要件	○助成対象者 ・飼料用米の多収性品種（あきだわら）を販売目的で作付する農業者、集落営農組織及び生産組織。 ○助成対象水田 ・経営所得安定対策等実施要綱（別紙1）の交付対象水田とする。 ○助成対象面積 ・飼料用米（あきだわら）の作付面積を合計し、1a単位（1a未満は切り捨て）とする。 ・同一年度において、同一水田で対象作物を2回以上作付けた場合であっても、本加算による助成は1回限りとする。 ○その他要件 ・生産向上の取組みを別紙のなかから2つ以上実施していること。				
取組の 確認方法	○助成対象者・対象作物・助成対象面積 ①営農計画書及び現地確認において対象作物及び助成対象面積を確認。 出荷・販売伝票等の販売実績が確認できる書類。 ②1月から3月31日までに販売予定で12月までに出荷・販売伝票が確認できない場合は経営所得安定対策等実施要綱Ⅳ第2の1の（4）の②に基づく「水田活用の直接支払交付金の対象作物に係る出荷・販売等実績報告書兼誓約書」 ○助成対象水田 ・水田台帳及び営農計画書、「加工用米等取組計画書」及びその添付資料で確認する。				
成果等の 確認方法	1月末までに、交付対象作物の助成対象面積を集計して確認する。				
備考	支援年限なし				